

文部科学省における児童虐待防止への対応

- ✓ 児童虐待防止に向けては、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要。

1. 学校等における児童虐待防止への対応

- ①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の周知
- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知。
- ②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、周知
 - 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、周知
 - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
 - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
 - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
- ③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
- 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実【72億円(67億円)】
 - SNS等を活用した相談体制の整備【補助事業:53億円の内数】
 - 法務の専門家(スクールロイヤー)を活用した教育委員会における法務相談体制の整備 ※普通交付税措置等

2. 未然防止・早期発見に資する家庭教育支援の推進

- 地域における家庭教育支援の取組において、支援が届きにくい家庭への対応等の充実【0.8億円(0.8億円)】
- 家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント」を作成し、周知 等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度予算額(案) 72億円
(前年度予算額 67億円)



文部科学省



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額(案) : 5,278百万円(前年度予算額 : 4,866百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,200校** (←1,000校)

- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額(案) : 1,938百万円(前年度予算額 : 1,806百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,500校** (←1,000校)

- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額(案) (補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)
コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書 (総務省))
[平日1日] (令和元年度)
10代: 携帯電話 3.3分、固定通話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

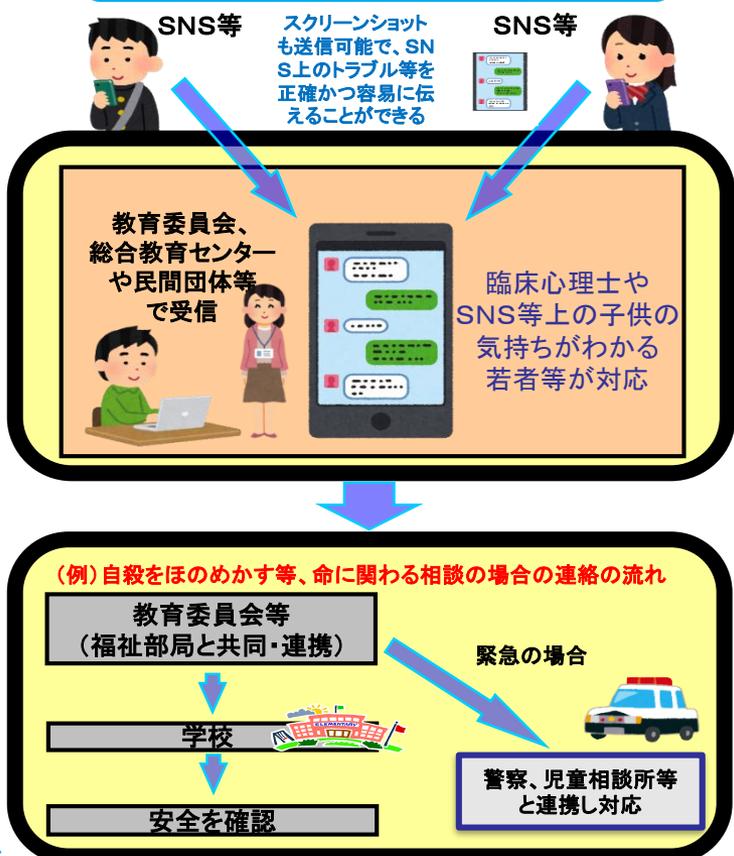
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

- ①②小学校・中学校・高等学校等

対象経費

- ①報酬、期末手当等
- ②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体委託先

- ①都道府県・指定都市
- ②民間団体等

補助割合委託箇所数

- ①国: 1 / 3 都道府県・指定都市: 2 / 3
- ②1箇所

教育行政に係る法務相談体制の充実について

【背景】

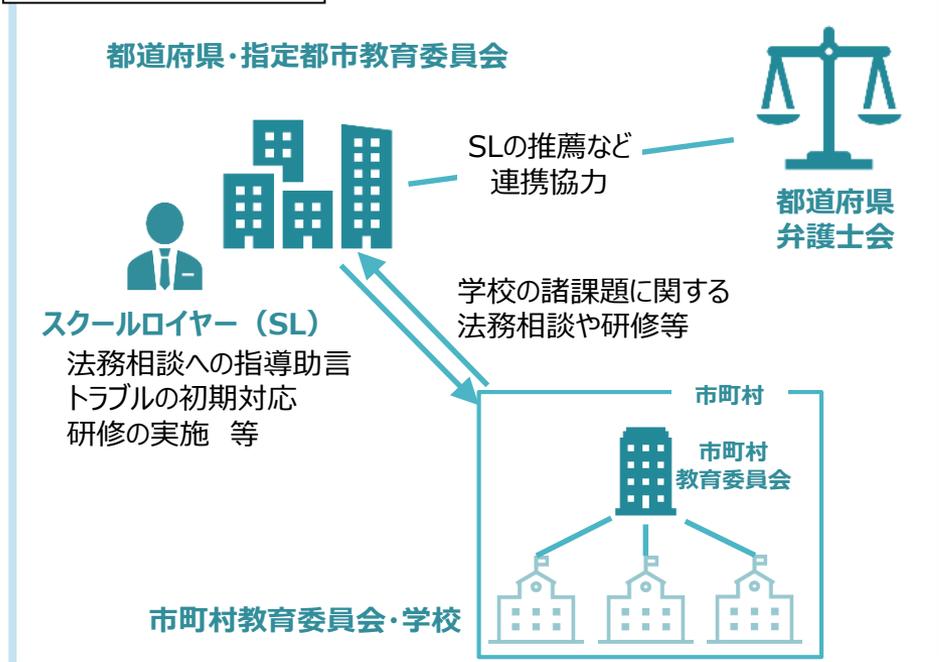
- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。
（指定都市についても都道府県に準じて措置）

体制イメージ（例）



法務相談体制の充実に向けた支援措置

① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を**文部科学省**に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。
- ・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL：03-6734-3678 E-mail：iinkai@mext.go.jp

② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成

法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「**教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き**」を作成。（令和2年12月）

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和3年度予算額 (案) 75百万円
(前年度予算額 75百万円)



背景・課題

●地域全体で家庭教育を支える必要性

- 核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、共働き世帯：949万世帯(H9)→1,245万世帯(R元)〕
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合：4.5%(H10)→6.5%(R元)【約72万世帯】〕
- 身近に子育ての悩みや不安を相談できる相手がいない
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕

●真に支援が必要な家庭へのアウトリーチ型支援の必要性

- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11)→193,780件(R元(速報値))〕
- 全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合は増加
〔不登校児童生徒の割合：小学生0.32%(H20)→0.83%(R元) 中学生2.89%(H20)→3.94%(R元)〕
- コロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりが懸念

事業内容

地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するため、真に支援が必要な家庭に寄り添い届けるアウトリーチ型支援の取組を含め、各地方公共団体が実施する家庭教育支援を担う人材の養成や「家庭教育支援チーム」の組織化等の推進体制の構築、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等の取組を支援する。

◆地域全体での家庭教育支援の取組推進 ※地域の実情に応じて、以下の取組を行う地方公共団体（都道府県、市区町村）を支援（計1,000箇所）

家庭教育支援に関する推進体制の構築

<主な内容>

●家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成

- ・子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進

●家庭教育支援員等の配置

- ・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化

●「家庭教育支援チーム」の組織化

- ・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

家庭教育支援に関する取組の実施

<主な内容>

●保護者への学習機会の効果的な提供

- ・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供

●親子参加型行事の実施

- ・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

●家庭教育に関する情報提供や相談対応

- ・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

真に支援が必要な家庭への対応（アウトリーチ型支援）（児童虐待防止等）

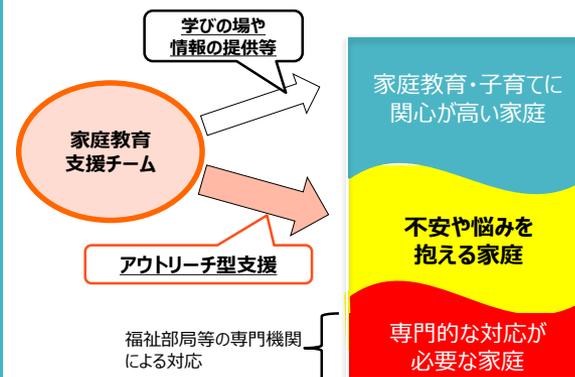
●家庭教育支援員等に対する研修

- ・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施

●保護者に寄り添うアウトリーチ型支援

- ・育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

<地域における家庭教育支援（イメージ）>



全国の様々な地域において、それぞれの実情に応じた家庭教育支援の取組を実施

身近な地域に子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善〔34.2% (H28)〕

家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築

令和2年度「児童虐待防止推進月間」（令和2年11月）における 文部科学省の取組について

（1）文部科学大臣メッセージ

- 文部科学大臣から、昨年度の月間に引き続き、今年度の月間を機に、全国の家庭・学校・地域の関係者向けに児童虐待の根絶に向けたメッセージ（文章）を発信し、地域全体で協力して子供たちを見守り・育てることの重要性を周知。
- 併せて、閣議後の大臣会見における冒頭発言（令和2年10月30日）において、文部科学大臣から、大臣メッセージを発信することを周知し、関係機関や関係者に対して、児童虐待の防止に資する積極的な取組を依頼。

（2）関係機関等に対する周知・啓発活動

- 上記（1）の大臣メッセージについて、都道府県教育委員会等の関係機関、地域で活動する団体（家庭教育支援チーム等）、日本PTA全国協議会等へ周知し、本月間を機とした児童虐待防止に向けた取組への協力を依頼。
- 都道府県教育委員会等の関係機関宛てに局長通知を発出し、年間を通じた、家庭・学校・地域の社会全体にわたり、児童虐待防止への深い関心と理解を持つことができるよう、積極的な対応を依頼。
- 地域で活動する団体（家庭教育支援チーム等）などに対して、児童虐待防止に関する広報啓発用のポスターやリーフレットを送付。

等